

早期発見・早期通報・早期保護を!!

子どもの虐待を防止しましょう!!



虐待は社会全体の問題です!

日本の将来を担う子どもたちを健全に育成することは大人社会の責任です。児童虐待は子どもたちの人格形成に重大な影響を及ぼすばかりか生命の危険を伴うこともあり、社会全体で取り組むべき問題です。

児童（18歳未満）虐待の態様

身体的虐待

- ◎殴る・蹴る・縄で縛る
- ◎タバコや熱湯で火傷させる
- ◎厳寒の戸外に閉め出す
- など身体的暴行・傷害を加える

性的虐待

- ◎性的暴行、性的行為の強要
- ◎性器や性交を見せる
- ◎ポルノ写真の被写体を強要
- などわいせつな行為をする

保護の怠慢・拒否

- ◎乳幼児を家や車に放置する
- ◎衣・食・住が極端に不適切
- など保護者としての監護を著しく怠る

心理的虐待

- ◎言葉による暴力、脅迫
- ◎無視、拒絶的態度
- ◎目前で配偶者に行う暴力
- など著しい心理的外傷を与える

- 不自然な傷やアザがある
- やせ細り、食べ物を要求する
- 衣服や身体が汚れている
- 頻りに悲鳴や叱る声がする

あなたのご近所は
大丈夫?



最寄りの警察署へ情報をお寄せ下さい!

緊急時は110番通報をお願いします

少年問題のご相談は、少年育成センター027-221-1616へ